



犯罪被害者等支援 関連事業一覧

＜令和4年度版＞



四日市市



はじめに

四日市市では、犯罪被害者等が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、市、市民及び事業者、関係機関等が連携し、犯罪被害者等に寄り添った支援施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、犯罪被害者等支援条例を制定しました。

犯罪は、生命や財産に直接的な被害をもたらすだけでなく、精神的な不安や周囲の誤解に基づく中傷など二次被害をもたらす、犯罪被害に遭った方々を苦しめています。

これらの救済に向け、自治体、司法、警察、民間団体など、さまざまな機関が、犯罪被害者等の抱える悩みなどに対応する多様な取り組みを行っています。

このうち、四日市市や四日市市教育委員会が、直接実施もしくは他団体へ委託している取り組みについて、この冊子にまとめました。

犯罪被害者等から相談を受けた際などの資料として、ご活用いただければ幸いです。



犯罪被害者支援シンボルマーク

「ギユッとちゃん」

目次

第1章 四日市市犯罪被害者等支援条例について	1
------------------------	---

第2章 四日市市における犯罪被害者等支援施策について	4
----------------------------	---



(1)【総務部所管事業】

人権相談事業（人権センター）	5
----------------	---



(2)【市民生活部所管事業】

消費生活相談事業（市民・消費生活相談室）	6
DV等緊急時通訳派遣事業（多文化共生推進室）	7
女性のための相談事業（男女共同参画課）	8
男性のための相談事業（男女共同参画課）	9
働く女性、働きたい女性のための相談事業（男女共同参画課）	10



(3)【健康福祉部所管事業】

生活困窮者自立相談支援事業（保護課）	11
高齢者虐待防止事業（高齢福祉課）	12
障害者虐待についての通報・相談（障害福祉課）	13
成年後見制度利用支援事業（障害福祉課）	14
DV被害者の国民健康保険住民登録外加入（保険年金課）	15
こころの相談事業（保健予防課）	16



(4)【こども未来部所管事業】

青少年とその家庭の悩み相談（青少年育成室）	1 7
児童扶養手当事業（こども保健福祉課）	1 8
母子および父子ならびに寡婦福祉法に基づく指導、相談および措置 （こども家庭課）	1 9
家庭児童相談事業（こども家庭課）	2 0
一時保育事業（保育幼稚園課）	2 1



(5)【商工農水部所管事業】

求職者資格取得助成金（商業労政課）	2 2
北勢地域若者サポートステーション（商業労政課）	2 3



(6)【都市整備部所管事業】

交通事故相談事業（道路管理課）	2 4
市営住宅優先抽選制度（市営住宅課）	2 5
新）市営住宅の一時使用（市営住宅課）	2 6



(7)【教育委員会所管事業】

チー△学校推進事業（指導課）	2 7
特別支援教育・相談事業（教育支援課）	2 8



(8)【参考資料】

①四日市市犯罪被害者等支援条例	2 9
②犯罪被害者等基本法	3 2
③三重県犯罪被害者等支援条例	3 9
④その他の支援機関	4 5

第1章 四日市市犯罪被害者等支援条例について

犯罪等により被害を受けた方およびそのご家族またはご遺族(以下「犯罪被害者等」という。)は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、といった直接的な被害に加え、周囲の偏見や心無い言動等による心身の不調、経済的な損失等の「二次被害」、加害者からの「再被害」や再被害を受けるかもしれない恐怖、不安等に苦しめられています。

このため、四日市市では、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的に、令和元年10月4日に「四日市市犯罪被害者等支援条例」を制定、施行しました。

条例の基本的な考え方

- ・社会全体で、犯罪被害者等に対する支援を推進します。
- ・犯罪被害者等の支援が円滑に受けられるようにします。
- ・犯罪被害者等に寄り添い、心身の状況の変化に応じた途切れることのない支援を行います。

主な取り組み

- ・市民の皆さんの犯罪被害者等支援についての理解が深まるように、広報・啓発活動を積極的に行います。
- ・犯罪被害にあった直後の経済的負担の軽減等を目的として、犯罪被害者等に対し、「支援金の支給」や「日常生活の支援」を行います。

対象となる犯罪

- 日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する故意の犯罪。

故意による犯罪被害

- 殺人、強盗、傷害、強制性交等、強制わいせつ等の故意により人を死傷させる犯罪が対象。※過失による犯罪は、対象外。

支援金・給付金が受けられる犯罪被害者等の資格

- 犯罪被害が発生した日において、四日市市内に住所を有していた人。
- 犯罪被害者と加害者との間に、3親等内の親族関係がある場合は、給付対象外。
※ただし、被害者が18歳未満の者を監護していた場合もしくは、犯罪行為が児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待のいずれかに該当していたとき等は除く。



支援金・給付金の概要

● 遺族支援金【30万円】

<支給対象者>

犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の遺族であって、犯罪行為が行われたときに四日市市内に住所を有する第1順位遺族※

※ 第1順位遺族…以下の①～⑪の遺族のうち、最も数字の小さい遺族のことを言います。

- 1 ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
- 3 2に該当しない犯罪被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹

注意：○の中の数字は、支給を受けられる遺族の順位を指します。

注意：第1順位遺族が当該支援金の申請をしない場合、第2順位以降の遺族は申請をすることはできません。

<申請期限>

死亡を知った日から2年以内。もしくは、死亡した日から7年以内

● 重傷病支援金【10万円】

<支給対象者>

犯罪行為によって、重傷病(療養の期間が1カ月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断された)を負った犯罪被害者本人

<申請期限>

重傷病の被害を知った日から2年以内。もしくは、重傷病の被害が発生した日から7年以内

● 給付金

<給付対象者>

遺族支援金または重傷病支援金の支給対象者

<給付金の種類>

①家事援助費用の給付、②一時保育費用の給付、③転居費用の給付、④家賃の給付

①家事援助費用の給付

調理・洗濯・住居の掃除および整理整頓・生活必需品の買い物・通院等の介助・その他市長が必要と認めるもの。

○給付額：上限 3,000 円/時間
(30 時間まで)

②一時保育費用の給付

子育て短期支援事業(児童福祉法第 6 条の 3 第 3 項)・一時預かり事業(同条 7 項)・子育て援助活動支援事業(同条第 14 項)

○給付額：上限 3,000 円/日
(5 日まで)

③転居費用の給付

家具等の搬送に要する費用・敷金・礼金・仲介手数料・火災保険料・保証料・その他の費用

○給付額：上限 20 万円

④家賃の給付

賃料・使用料等

○給付額：月家賃の 1/2
(上限 35,000 円、
6 カ月まで)

<申請期限>

- ①②：特定犯罪被害を受けた日から 1 年以内
- ③④：特定犯罪被害を受けた日から 2 年以内

申請窓口

市民協働安全課(市役所 5 階)

電話番号：059-354-8179

※給付決定後、給付を受ける資格がないと判明したとき、偽りその他不正の手段によって給付を受けたと認めるときは、給付決定が取り消されます。

※給付決定が取り消された場合、既に支援金又は給付金が給付されていたときは、返還しなければなりません。



第2章 四日市市における犯罪被害者等支援施策について



【事業名】

DV等緊急時通訳派遣事業

【実施主体】

三重県
国際交流財団

市以外が
実施主体
の場合⇒

担当部署等の名

住所

電話

三重県国際交流財団

津市羽所町700 アスト津

059-223-5006

【市の関与】 ※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助 委託 なし

その他 (三重県国際交流財団の通訳・翻訳パートナー制度を、必要に応じて活用)

【事業概要】

DV等、緊急性の高い相談について、必要に応じ、通訳職員の派遣を行う。

【内容詳細】

DV等、緊急性の高い相談について、ポルトガル語・スペイン語の本市通訳職員を派遣するとともに、それ以外の言語については三重県国際交流財団と連携して通訳の派遣を行います。



担当課名

男女共同参画課

☎059-354-8331

【事業名】

男性のための相談事業

【実施主体】

四日市市
(男女共同参画センター
「はもりあ四日市」)

市以外が
実施主体
の場合⇒

担当部署等の名

住所

電話

【市の関与】 ※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助 委託 なし その他 ()

【事業概要】

男性が抱えるさまざまな問題について、男性の臨床心理士による電話相談の実施。

【内容詳細】

○男性のための電話相談

男性を対象として、生き方、家庭の問題、仕事や健康の悩みなど、男性の臨床心理士による電話相談を行います。

電話 : 059-354-1070

相談日時	毎月第4土曜日	13:00~16:00
	相談日時が変更になる場合があります。 詳しくは、電話(☎059-354-8331)でお 問い合わせください。	



担当課名

男女共同参画課

☎059-354-8331

【事業名】

働く女性、働きたい女性のための相談事業

【実施主体】

四日市市

市以外が
実施主体
の場合⇒

担当部署等の名

住所

電話

株式会社ファーストステップ

四日市市三栄町3-15コバヤシビル3F

059-359-1888

【市の関与】 ※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助

委託

なし

その他 (

)

【事業概要】

働く女性、働きたい女性が抱える、キャリア形成や働く上でのさまざまな悩みについて相談できる窓口を設置し、女性が自分らしく働いていくための支援（相談対応・情報提供など）を行う。

【内容詳細】

キャリアアップの方法や就職準備・就職活動に関する悩みやノウハウ、仕事と家庭の両立に関する相談など、働いている方、これから働きたい方の悩みをキャリアコンサルタントがお聞きします。（予約優先）

相談日時	対面：毎月第2土曜日 9：00～12：00 (本町プラザ3階) 13：00～15：00
	オンライン：毎月第2水曜日13：00～16：00 (Zoom等) 毎月第4水曜日17：00～20：00
	相談日時や予約先など、詳しくは、 電話（☎059-359-1888）Eメール（tozaki@f-step.co.jp）にて お問い合わせください。

担当課名

保護課

☎059-354-8166

【事業名】

生活困窮者自立相談支援事業

【実施主体】

四日市市
社会福祉協議会市以外が
実施主体
の場合⇒

担当部署等の名

生活支援室

住所

四日市市諏訪町1-5

電話

059-354-8466

【市の関与】 ※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助

委託

なし

その他 (

)

【事業概要】

○生活困窮者の総合相談窓口

○生活に困りごとや不安を抱えている方からの相談を受け、どのような支援が必要か一緒に考え、具体的なプランを作成し、他の専門機関と連携しながら自立に向けた支援を行う。

【内容詳細】

1. まずはお相談ください。

失業・多重債務・家賃滞納・仕事が見つからない・家族のひきこもりなど、さまざまな生活の困りごとをお相談ください。何が必要か一緒に考えましょう。

2. 課題整理と支援プランの作成

ご相談いただいた内容をもとに課題を整理し、解決に向けた計画を立てます。

3. 具体的支援の実施

支援プランに基づき、ご相談者に寄り添いながら具体的支援を行います。

(支援の例)

○ハローワークと連携し、求職活動の支援を行います。

○法律家と連携し、債務整理に向けた支援を行います。

○生活を立て直すため、各種給付・貸付制度の窓口をご紹介します。

○その他専門的支援が必要な方に該当する窓口をご案内します。

4. 相談窓口

四日市市社会福祉協議会 生活支援室 (本庁舎3階南側)

電話：059-354-8466

相談受付時間：8：30～12：00 13：00～17：15

(※土日・祝祭日・年末年始は休み)

【事業名】

高齢者虐待防止事業

【実施主体】

四日市市

市以外が
実施主体
の場合⇒

担当部署等の名

住所

電話

【市の関与】 ※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助 委託 なし その他（ ）

【事業概要】

高齢者虐待の防止および虐待を受けた高齢者の保護のため、相談、指導および助言を行うとともに、通報や届出を受けたときは、その事実確認を行い、必要に応じて施設への入所措置を講じる。

【内容詳細】

〔対象者〕

65歳以上の高齢者

〔相談内容〕

1. 養護者から虐待されるまたは虐待されている疑いのある高齢者について、専門職員等が相談に応じ、事実確認の調査の上で、虐待の防止・解消・緩和を図ります。必要な場合は、高齢者の保護や養護者と高齢者の分離を行います。
2. 養介護施設従事者などから虐待されるまたは虐待されている疑いのある高齢者について、専門職員などが相談に応じ、事実確認の調査の上で、虐待の防止と高齢者の保護を図るため、老人福祉法および介護保険法に規定された権限を適切に行使して対応します。
3. 養護者や高齢者の親族、養介護施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、もしくは消費生活業務の担当部署や関連機関を紹介します。

〔相談受付時間〕

8：30～17：15（ただし、緊急を要する場合は適時対応）

〔相談方法〕

来所または電話等

〔経費の要否〕

無料

【事業名】

成年後見制度利用支援事業

【実施主体】

四日市市

市以外が
実施主体
の場合⇒

担当部署等の名

住所

電話

【市の関与】 ※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助 委託 なし その他（ ）

【事業概要】

成年後見制度を活用し、申し立て費用、鑑定費用、報酬等を助成することで、知的障害、精神障害があり、判断能力が不十分なため、財産管理や契約などの法律行為が困難な人を支援する。

【内容詳細】

〔対象者〕

市内に住所を有する者または障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第19条の規定に基づき本市が介護給付費等の支給決定を行っている者で、判断能力が不十分な状況にある知的障害者、精神障害者。（ただし、市内に住所を有していても、同法第19条の規定に基づき本市以外の市町村が介護給付費等の支給決定を行っている者は除く）

〔支援内容〕

預貯金や不動産などの財産管理、あるいは介護、施設への入退所など、生活に配慮する身上監護などを、本人に代わって法的に権限を与えられた成年後見人等が行います。

〔経費の要否〕

＜申し立て費用・鑑定費用＞

本人または関係人が負担すべきであると判断したときは、本人負担（求償）となります。

＜報酬＞

一定の条件（生活保護など）に該当しない場合は、本人負担となります。

【事業名】

一時保育事業

【実施主体】

四日市市

市以外が
実施主体
の場合⇒

担当部署等の名

住所

電話

【市の関与】 ※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助 委託 なし その他 (公立保育園…運営主体 私立保育園…補助金交付)

【事業概要】

公立保育園・認定こども園で2園、私立保育園・認定こども園で15園の合計17園で「一時保育」事業を実施しているが、保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった家庭の児童を預かる。

【内容詳細】

保育所等を利用していない家庭において、保護者の仕事や病気によるものの他、日常生活上の突発的な事情などにより、一時的に家庭での保育が困難となった、児童のための事業です。

犯罪被害者の方のケースにつきましても、裁判等の際に一時保育をご利用いただくことが可能です。



【事業名】

求職者資格取得助成金

【実施主体】

四日市市

市以外が
実施主体
の場合⇒

担当部署等の名

住所

電話

【市の関与】 ※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助 委託 なし その他（ ）

【事業概要】

市内在住の求職者が円滑に就職できるよう、就職に有利とされる資格・免許の取得にかかる費用の一部を助成する。

【内容詳細】

〔対象資格〕

1. フォークリフト運転技能者講習修了資格
2. 玉掛け技能講習修了資格
3. 小型移動式クレーン運転技能講習修了資格
4. 介護職員初任者研修課程

〔対象者〕

対象者は次の各号の全てに該当する人としてします。

- (1)市内に在住する人
- (2)公共職業安定所(ハローワーク)で求職登録をし、求職活動を行っている人
- (3)過去に同一の資格等に関して当制度を利用して助成金を受給していない人
- (4)18歳以上の人(対象資格1～3のみ)

〔助成金額〕

受講料のうち自己負担額の2分の1

ただし、対象資格1～3：上限2万円

対象資格4：上限4万円

※ 受講料は、講座実施機関に支払う費用を指します。

国・県などからの助成を受ける場合は、受講料から国・県などからの助成金額を差し引いた額が自己負担額になります。

※ 受講を修了し、実績報告書などを提出いただいた後、助成金を支給します。

※ 年度内での予算の範囲内で助成を行います。

〔申請時期〕

講座実施機関に受講の申し込みをする前に、必ず市に申請してください。受講の申し込み後の申請は受け付けません。

担当課名

商業労政課

☎059-354-8417

【事業名】

北勢地域若者サポートステーション

【厚生労働省委託事業 地域若者サポートステーション事業】

【実施主体】

特定非営利活動法人
市民社会研究所
(厚生労働省委託事業)

市以外が
実施主体
の場合⇒

担当部署等の名

四日市市諏訪栄町3-4 星座ビル2

住所

北勢地域若者サポートステーション

電話

059-359-7280

【市の関与】 ※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助

委託

なし

その他 ()

【事業概要】

特定非営利活動法人市民社会研究所が厚生労働省の委託を受けて、三重県等関係機関と連携して無業状態にある若者および家族を対象に職業的自立に向けた支援を行う。

【内容詳細】

〔対象者〕

自立に悩む15歳から49歳までの人およびその家族

〔事業内容〕

1. 自立に向けた相談（要予約）

(1) 個別相談

火～土曜日 10:00～12:00 13:30～17:30

(2) 出張相談

いなべ市・桑名市・四日市市・木曾岬町・東員町・菰野町・朝日町・川越町

日時・場所など、詳しくは、お問い合わせください。

2. 自立のためのセミナー・就労体験（要予約）

就労など自立に向けたセミナーや、事業所などでの就労体験を実施しています。

〔住所・連絡先〕

住 所：〒510-0086 三重県四日市市諏訪栄町3-4 星座ビル2F

電 話：059-359-7280

F A X：059-359-7281

E-mail：wakamono@hokusapo.com

〔開所時間〕

火～土曜日 9:30～18:00（祝日・年末年始を除く）

【事業名】

チーム学校推進事業

【実施主体】

四日市市

市以外が
実施主体
の場合⇒

担当部署等の名

住所

電話

【市の関与】 ※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助 委託 なし その他（ ）

【事業概要】

- ①四日市市スクールカウンセラーの派遣
- ②ハートサポーターの派遣
- ③四日市市スクールソーシャルワーカーの派遣 等

【内容詳細】

学校における問題の早期発見、早期対応、未然防止等を目指す上で、子どもに関わる教職員のきめ細かい教育相談および指導に加え、臨床心理士の専門的な立場からの指導や相談・カウンセリングの充実が極めて重要です。

また、児童生徒が抱える家庭に起因する福祉的な課題については、学校や行政、地域や家庭と連携・調整を行いつつ解決を図ることも重要となってきました。このような状況の中、児童生徒の健全育成を目指し、上記の①～③の事業に継続して取り組んでいます。

- ①いじめ、不登校、問題行動等の前兆を早期に発見するとともに、スクールカウンセラー等によるカウンセリングを通して子ども理解を進め、全教職員による指導体制の充実と組織的な対応に努めています。
- ②緊急対応が必要な場合には、ハートサポーターを派遣し、支援を行います。
※ハートサポーターとは、四日市市教育委員会が委嘱した臨床心理士の有資格者をはじめとする心理学に関する専門的知識および技術、経験を有する教育相談員を指します。相談を必要とする子ども・保護者がいる学校や家庭に派遣し、学習および生活等の相談に対応し、学校の緊急時においても、すぐに対応ができるよう体制を整えています。
- ③社会福祉士をスクールソーシャルワーカーとして、学校や家庭に派遣し、子どもが抱える福祉的な課題について、学校や行政、地域や家庭との連携・調整を行いながら、問題行動等の未然防止・改善・解決に向けて取り組んでいます。その他、「四日市市いじめ問題対策連絡協議会」や「四日市市いじめ問題対策調査委員会」でいじめ対策等について関係機関と協議し、いじめの未然防止および問題解消に向けて取り組んでいます。

【事業名】

特別支援教育・相談事業

【実施主体】

四日市市

市以外が
実施主体
の場合⇒

担当部署等の名

住所

電話

【市の関与】 ※市以外が実施主体の場合 該当に○

補助 委託 なし その他（ ）

【事業概要】

「途切れのない支援」を目指し、関係機関と連携をとりながら特別支援教育を推進する。障害のある子どもや発達上課題のある子どもおよび不登校等の子どもとその保護者や教師への教育相談を実施し、不適応状態の改善、学校復帰を目指す。

【内容詳細】

1. 児童生徒の不登校や発達・行動等に関する教育相談（来所相談）

義務教育段階の児童・生徒およびその保護者を対象に、教育相談を実施しています。発達や行動の課題、心の悩みや不安などがある子どもを対象に、セラピストによるプレイセラピー等の心理療法を行い、並行して相談員による保護者への教育相談を行っています。また、必要に応じて発達検査等の心理検査を実施しています。

2. 不登校および発達等の気になる子どもの巡回相談

市立小・中学校を対象に、地域特別支援教育コーディネーターやスーパーバイザー等による、不登校児童生徒や通常の学級に在籍する発達障害等の児童生徒にかかる巡回教育相談を実施しています。



【参考資料①】 四日市市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等に対する支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の施策について基本的な事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、もって市民が安全に安心して暮らせるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者 犯罪等により害を被った者をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその家族又は遺族をいう。
- (4) 特定犯罪被害 特定犯罪行為（日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪にあたる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）以下同じ。）による死亡又は重傷病（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第5項に規定する重傷病をいう。以下同じ。）をいい、特定犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。
- (5) 特定犯罪被害者 特定犯罪行為により害を被った者をいう。
- (6) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (7) 関係機関等 国、都道府県その他の地方公共団体、犯罪被害者等支援を行う民間の団体その他関係するものをいう。
- (8) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- (9) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により、犯罪被害者等が正当な理由なく受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるよう、犯罪等による被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に途切れることなく推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等支援は、再被害及び二次被害並びに犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害する事象が生じないよう、犯罪被害者等に関する個人情報の取扱いについて十分に配慮のうえ、関係機関等が相互に連携して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、関係機関等と連携し、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、実施するものとする。

- 2 市は、犯罪被害者等支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等支援に係る体制の整備に努めるものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者（以下「市民等」という。）は、第3条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等を地域社会で支え合う重要性について理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援に協力するよう努めるものとする。

- 2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

- 2 市は、前項の規定による支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(日常生活の支援)

第7条 市は、特定犯罪被害により日常生活を営むことについて支障がある特定犯罪被害者（特定犯罪行為により害を被った時に市民であった者に限る。）及び特定犯罪被害者の遺族（特定犯罪被害者が特定犯罪行為により害を被った時に当該遺族が市民であった場合に限る。以下これらの者を「特定犯罪被害者等」という。）に対して、家事に関する支援、保育に要する費用の補助その他の日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。

(居住の安定)

第8条 市は、特定犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった特定犯罪被害者等に対して、転居するために要する費用及び家賃の補助その他の居住の安定を図るために必要な支援を行うものとする。

(支援金の支給)

第9条 市は、特定犯罪被害者等が、一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、これらの者に対して支援金の支給を行うものとする。

(雇用の安定)

第10条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況についての事業者の理解を深め、犯罪被害者等の事情に配慮した職場環境の整備等が促進されるよう必要な支援を行うものとする。

(市民等の理解の促進)

第11条 市は、広報啓発活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について市民の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう、情報の提供、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第12条 市は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言及び情報提供並びに犯罪被害者等支援を担う人材の養成及び資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第13条 市は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及び関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第7条から第9条までの規定は、この条例の公布の日以後に生じた特定犯罪被害について適用する。



【参考資料②】 犯罪被害者等基本法

(平成十六年十二月八日法律第百六十一号)

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

（基本理念）

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（連携協力）

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（犯罪被害者等基本計画）

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を高める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗(ちよく)状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。



【参考資料③】 三重県犯罪被害者等支援条例

平成 31 年 3 月 18 日公布

三重県条例第 3 号

目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 推進体制の整備（第八条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等に対する支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

三 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。

四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗（ひぼう）中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害をいう。

五 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他犯罪被害者等の事情に応じて適切に推進されなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に当たっては、国、市町等関係機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者と相互に連携を図るものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労の支援及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する知識及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 推進体制の整備

（総合的な支援体制の整備）

第八条 県は、国、市町等関係機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、必要な犯罪被害者等支援施策を推進するための総合的な支援体制の整備に努めるものとする。この場合において、県は、再被害及び二次被害の防止並びに犯罪被害者等が受けた被害の潜在化の防止について留意するものとする。

2 県は、前項の総合的な支援体制の整備に当たっては、それぞれの犯罪等による被害の状況を踏まえ、犯罪被害者等が犯罪被害者等支援に関係する行政機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者のいずれに支援を求めた場合であっても、必要な支援を途切れることなく受け取ることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（推進計画）

第九条 県は、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- 二 犯罪被害者等支援に関する具体的施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な事項

3 県は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

6 県は、推進計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

（支援従事者の育成）

第十条 県は、犯罪被害者等が必要な支援を受けられるよう、県及び市町の職員その他犯罪被害者等支援に従事する者（以下「支援従事者」という。）に対し、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、支援従事者に対し、自らの配慮に欠けた言動により、犯罪被害者等に対し二次被害を与えることがないように、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援従事者に対する支援)

第十一条 県は、支援従事者が犯罪被害者等支援を行う過程において犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援従事者に対する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第十二条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市町に対する支援等)

第十三条 県は、市町が相談体制の充実その他の犯罪被害者等支援施策を実施するに当たっては、情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 市町は、地域の状況に応じ、犯罪被害者等支援において、県と相互に連携し、協力するものとする。

(財政上の措置)

第十四条 県は、犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(相談及び情報の提供)

第十五条 県は、犯罪被害者等が早期に日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、専門的知識又は技能を有する者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十六条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他の心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償請求に関する支援)

第十八条 県は、犯罪被害者等の状況を踏まえ、犯罪被害者等が行う損害賠償請求に関し、情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十九条 県は、再被害及び二次被害を防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第二十条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は再被害及び二次被害を防止するため、県営住宅への優先的な入居その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第二十一条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等の就労に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備及び改善並びに二次被害の防止に向けた取組その他犯罪被害者等支援を促進できるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の促進)

第二十二條 県は、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう、犯罪被害を考える週間を設け、啓発を図るとともに情報の提供、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 犯罪被害を考える週間は、十一月二十五日から十二月一日までとする。

(学校における教育の促進)

第二十三條 県は、学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第二十四條 県は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及び関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。支援従事者が個人情報を取り扱う場合も同様とする。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。



【参考資料④】 その他の支援機関

○（公社）みえ犯罪被害者総合支援センター（TEL:059-221-7830）

犯罪等の被害者やその家族・遺族の方々が必要とされるサポートを行い、被害からの回復、社会復帰に向けて役立つことを目的に設立された団体です。

【電話相談・面接相談】

専門的な研修を受けた相談員などによる相談を行います。必要に応じて、臨床心理士・弁護士による専門相談も行います。（相談受付時間：平日 10 時～16 時）

【付添などの支援】

必要に応じて、自宅訪問、警察、病院、検察庁、裁判所等へ付添などを行います。

【被害者自助グループの支援】

同じような被害に遭われた被害者の方へ交流場所を提供したり、自助グループ活動の支援を行います。

○みえ性暴力被害者センター「よりこ」（TEL:059-253-4115）

専門の女性相談員が、電話相談や面接相談の対応をします。

（相談受付時間：平日 10 時～16 時）



○三重県警察本部（TEL:059-224-9110）

被害に遭われた方々の視点に立った各種支援や、被害に応じた各種経済的支援も整備されています。

- ・被害者への情報提供
- ・相談窓口の設置
- ・犯罪被害給付制度
- ・捜査過程における被害者の負担の軽減
- ・被害者の安全の確保

○津地方検察庁 (TEL:059-228-4166)

被害に遭われた方々の負担や不安をできるだけ和らげるため、被害者支援員を配置し、また、検察庁への相談・事件問い合わせのための被害者ホットラインが設置されています。

被害に遭われた方々は、事前に希望を伝えることで、裁判に関する法制度を利用することができます。

○三重弁護士会 犯罪被害者支援センター (TEL:059-222-5957)

被害に遭われた方々の被害回復のための法律相談、裁判の受任などを行います。

○法テラス三重 (犯罪被害者支援ダイヤル TEL:0570-079714)

被害後の状況やニーズに応じて、さまざまな支援情報を提供するほか、一定の要件に該当される方には弁護士費用の援助制度を案内するなど、被害に遭われた方々を多角的にサポートしています。

○各医療機関

医療を受ける被害に遭われた方々の心身の状況に応じて、適切な医療を提供するほか、必要に応じて、他の医療提供施設などを紹介します。

医療機関に関する一定の情報について、医療機能情報提供制度が設けられています。

○三重県環境生活部 暮らし・交通安全課 (TEL:059-224-2664)

県が実施および関連する犯罪被害者等支援に関する事業の取りまとめや、啓発事業、出前事業の実施をしています。

○四日市南警察署 (TEL:059-355-0110)

○四日市北警察署 (TEL:059-366-0110)

○四日市西警察署 (TEL:059-394-0110)





四日市市

市民生活部 市民協働安全課

四日市市諏訪町1番5号

電話：354-8179

